

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準 新旧対照表

現 行	改 訂 案
財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準
<p>I. 内部統制の基本的枠組み (略)</p> <p>1. 内部統制の定義 (略)</p>	<p>I. 内部統制の基本的枠組み (略)</p> <p>1. 内部統制の定義 (略)</p>
<p>2. 内部統制の基本的要素 (略)</p> <p>(1) 統制環境 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">統制環境としては、例えば、次の事項が挙げられる。 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">④ 取締役会及び監査役又は監査委員会の有する機能 (略)</p> <p>(注) 財務報告の信頼性に関しては、例えば、利益計上など財務報告に対する姿勢がどのようになっているか、また、取締役会及び監査役又は監査委員会が財務報告プロセスの合理性や内部統制システムの有効性に関して適切な監視を行っているか、さら</p>	<p>2. 内部統制の基本的要素 (略)</p> <p>(1) 統制環境 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">統制環境としては、例えば、次の事項が挙げられる。 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">④ 取締役会及び監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の有する機能 (略)</p> <p>(注) 財務報告の信頼性に関しては、例えば、利益計上など財務報告に対する姿勢がどのようになっているか、また、取締役会及び監査役等が財務報告プロセスの合理性や内部統制システムの有効性に関して適切な監視を行っているか、さらに、財務報告</p>

現 行	改 訂 案
<p>に、財務報告プロセスや内部統制システムに関する組織的、人的構成がどのようになっているかが挙げられる。</p> <p>(略)</p> <p>(5) モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>② 独立的评价</p> <p>独立的评价は、日常的モニタリングとは別個に、通常の業務から独立した視点で、定期的又は随時に行われる内部統制の評価であり、経営者、取締役会、<u>監査役又は監査委員会</u>、内部監査等を通じて実施されるものである。</p> <p>(略)</p> <p>④ 内部統制上の問題についての報告</p> <p>(略)</p> <p>(注) 財務報告の信頼性に関しては、例えば、日常的モニタリングとして、各業務部門において帳簿記録と実際の製造・在庫ないし販売数量等との照合を行うことや、定期的実施される棚卸手続において在庫の残高の正確性及び網羅性を関連業務担当者が監視することなどが挙げられる。また、独立的评价としては、企業内での監視機関である内部監査部門及び<u>監査役ないし監査委員会等</u>が、財務報告の一部ないし全体の信頼性を検証するために行う会計監査などが挙げられる。</p> <p>(略)</p>	<p>プロセスや内部統制システムに関する組織的、人的構成がどのようになっているかが挙げられる。</p> <p>(略)</p> <p>(5) モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>② 独立的评价</p> <p>独立的评价は、日常的モニタリングとは別個に、通常の業務から独立した視点で、定期的又は随時に行われる内部統制の評価であり、経営者、取締役会、<u>監査役等</u>、内部監査等を通じて実施されるものである。</p> <p>(略)</p> <p>④ 内部統制上の問題についての報告</p> <p>(略)</p> <p>(注) 財務報告の信頼性に関しては、例えば、日常的モニタリングとして、各業務部門において帳簿記録と実際の製造・在庫ないし販売数量等との照合を行うことや、定期的実施される棚卸手続において在庫の残高の正確性及び網羅性を関連業務担当者が監視することなどが挙げられる。また、独立的评价としては、企業内での監視機関である内部監査部門及び<u>監査役等</u>が、財務報告の一部ないし全体の信頼性を検証するために行う会計監査などが挙げられる。</p> <p>(略)</p>

現 行	改 訂 案
<p>3. 内部統制の限界 (略)</p>	<p>3. 内部統制の限界 (略)</p>
<p>4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任 (略)</p> <p>(3) <u>監査役又は監査委員会</u></p> <p>監査役又は監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行に対する監査の一環として、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する役割と責任を有している。</p> <p>(略)</p>	<p>4. 内部統制に関係を有する者の役割と責任 (略)</p> <p>(3) <u>監査役等</u></p> <p>監査役等は、取締役及び執行役の職務の執行に対する監査の一環として、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する役割と責任を有している。</p> <p>(略)</p>
<p>II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告 (略)</p>	<p>II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告 (略)</p>
<p>III. 財務報告に係る内部統制の監査</p> <p>1. 財務諸表監査の監査人による内部統制監査の目的 (略)</p>	<p>III. 財務報告に係る内部統制の監査</p> <p>1. 財務諸表監査の監査人による内部統制監査の目的 (略)</p>
<p>2. 内部統制監査と財務諸表監査の関係 (略)</p>	<p>2. 内部統制監査と財務諸表監査の関係 (略)</p>
<p>3. 内部統制監査の実施 (略)</p>	<p>3. 内部統制監査の実施 (略)</p>

現 行

(3) 全社的な内部統制の評価の検討

監査人は、経営者による全社的な内部統制の評価の妥当性について検討する。監査人は、この検討に当たって、取締役会、監査役又は監査委員会、内部監査等、経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況について十分に考慮しなければならない。

(略)

(5) 内部統制の開示すべき重要な不備等の報告と是正

監査人は、内部統制監査の実施において内部統制の開示すべき重要な不備を発見した場合には、経営者に報告して是正を求めるとともに、当該開示すべき重要な不備の是正状況を適時に検討しなければならない。また、監査人は、当該開示すべき重要な不備の内容及びその是正結果を取締役会及び監査役又は監査委員会に報告しなければならない。

監査人は、内部統制の不備を発見した場合も、適切な者に報告しなければならない。

監査人は、内部統制監査の結果について、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告しなければならない。

(注) 監査人は、内部統制監査の過程で発見された内部統制の開示すべき重要な不備については、会社法監査の終了日までに、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告すること

改 訂 案

(3) 全社的な内部統制の評価の検討

監査人は、経営者による全社的な内部統制の評価の妥当性について検討する。監査人は、この検討に当たって、取締役会、監査役等、内部監査等、経営レベルにおける内部統制の整備及び運用状況について十分に考慮しなければならない。

(略)

(5) 内部統制の開示すべき重要な不備等の報告と是正

監査人は、内部統制監査の実施において内部統制の開示すべき重要な不備を発見した場合には、経営者に報告して是正を求めるとともに、当該開示すべき重要な不備の是正状況を適時に検討しなければならない。また、監査人は、当該開示すべき重要な不備の内容及びその是正結果を取締役会及び監査役等に報告しなければならない。

監査人は、内部統制の不備を発見した場合も、適切な者に報告しなければならない。

監査人は、内部統制監査の結果について、経営者、取締役会及び監査役等に報告しなければならない。

(注) 監査人は、内部統制監査の過程で発見された内部統制の開示すべき重要な不備については、会社法監査の終了日までに、経営者、取締役会及び監査役等に報告することが必要になる

現 行	改 訂 案
<p>が必要になると考えられる。</p> <p>(6) 不正等の報告</p> <p>監査人は、内部統制監査の実施において不正又は法令に違反する重大な事実を発見した場合には、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告して適切な対応を求めるとともに、内部統制の有効性に及ぼす影響の程度について検討しなければならない。</p> <p>(7) 監査役又は監査委員会との連携</p> <p>監査人は、効果的かつ効率的な監査を実施するために、監査役又は監査委員会との連携の範囲及び程度を決定しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>と考えられる。</p> <p>(6) 不正等の報告</p> <p>監査人は、内部統制監査の実施において不正又は法令に違反する重大な事実を発見した場合には、経営者、取締役会及び監査役等に報告して適切な対応を求めるとともに、内部統制の有効性に及ぼす影響の程度について検討しなければならない。</p> <p>(7) 監査役等との連携</p> <p>監査人は、効果的かつ効率的な監査を実施するために、監査役等との連携の範囲及び程度を決定しなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p>4. 監査人の報告</p> <p>(略)</p> <p>(2) 内部統制監査報告書の記載区分</p> <p>① 監査人は、内部統制監査報告書に、<u>内部統制監査の対象</u>、<u>経営者の責任</u>、<u>監査人の責任</u>、<u>監査人の意見</u>を明瞭かつ簡潔にそれぞれ区分をした上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を内部統制監査報告書に記載</p>	<p>4. 監査人の報告</p> <p>(略)</p> <p>(2) 内部統制監査報告書の記載区分</p> <p>① 監査人は、内部統制監査報告書に、<u>監査人の意見</u>、<u>意見の根拠</u>、<u>経営者及び監査役等の責任並びに監査人の責任</u>を明瞭かつ簡潔にそれぞれ区分をした上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を内部統制監査報告</p>

現 行	改 訂 案
<p>しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 内部統制監査報告書の記載事項</p> <p>(略)</p> <p>監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、内部統制監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>① <u>内部統制監査の対象</u> 内部統制監査の範囲</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>書に記載しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 内部統制監査報告書の記載事項</p> <p>(略)</p> <p>監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、内部統制監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>① <u>監査人の意見</u></p> <p>イ. <u>内部統制監査の範囲</u></p> <p>ロ. <u>内部統制報告書における経営者の評価結果</u></p> <p>ハ. <u>内部統制報告書が一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示していると認められること</u></p> <p>② <u>意見の根拠</u></p> <p>イ. <u>内部統制監査に当たって、監査人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと</u></p> <p>ロ. <u>内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること</u></p>

現 行

② 経営者の責任

- イ. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任は経営者にあること

(新設)

- ロ. 内部統制の固有の限界

③ 監査人の責任

(略)

- ロ. 内部統制監査に当たって、監査人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと

- ハ. 財務報告に係る内部統制監査の基準は監査人に内部統制報告書には重要な虚偽表示がないことについて、合理的な保証を得ることを求めていること

- ニ. 内部統制監査は、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関して監査証拠を得るための手続を含むこと

- ホ. 内部統制監査は、経営者が決定した評価範囲、評価手続及び評価結果を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討していること

- ヘ. 内部統制監査の監査手続の選択及び適用は、監査人の判断

改 訂 案

③ 経営者及び監査役等の責任

- イ. 経営者には、財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任があること

- ロ. 監査役等には、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する責任があること

- ハ. 内部統制の固有の限界

④ 監査人の責任

(略)

(削除)

- ロ. 財務報告に係る内部統制監査の基準は監査人に内部統制報告書には重要な虚偽表示がないことについて、合理的な保証を得ることを求めていること

- ハ. 内部統制監査は、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関して監査証拠を得るための手続を含むこと

- ニ. 内部統制監査は、経営者が決定した評価範囲、評価手続及び評価結果を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討していること

- ホ. 内部統制監査の監査手続の選択及び適用は、監査人の判断

現 行	改 訂 案
<p>によること</p> <p>ト. <u>内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること</u></p> <p>④ 監査人の意見</p> <p>イ. <u>内部統制報告書における経営者の評価結果</u></p> <p>ロ. <u>内部統制報告書が一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示していると認められること</u></p> <p>(4) 意見に関する除外</p> <p>① 監査人は、内部統制報告書において、経営者が決定した評価範囲、評価手続、及び評価結果に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、内部統制報告書を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>別に区分を設けて</u>、除外した不適切な事項及び財務諸表監査に及ぼす影響を記載しなければならない。</p> <p>② 監査人は、内部統制報告書において、経営者が決定した評価範</p>	<p>によること</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 意見に関する除外</p> <p>① 監査人は、内部統制報告書において、経営者が決定した評価範囲、評価手続、及び評価結果に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、内部統制報告書を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に</u>、除外した不適切な事項及び財務諸表監査に及ぼす影響を記載しなければならない。</p> <p>② 監査人は、内部統制報告書において、経営者が決定した評価範</p>

現 行	改 訂 案
<p>困、評価手続、及び評価結果に関して不適切なものがあり、その影響が内部統制報告書全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、内部統制報告書が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、<u>別に区分を設けて、内部統制報告書が不適正である旨及びその理由、並びに財務諸表監査に及ぼす影響を記載しなければならない。</u></p> <p>(5) 監査範囲の制約</p> <p>① 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったこと等により、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が内部統制報告書全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>別に区分を設けて</u>、実施できなかった監査手続等及び財務諸表監査に及ぼす影響について記載しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>困、評価手続、及び評価結果に関して不適切なものがあり、その影響が内部統制報告書全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、内部統制報告書が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に、内部統制報告書が不適正であるとした理由及び財務諸表監査に及ぼす影響を記載しなければならない。</u></p> <p>(5) 監査範囲の制約</p> <p>① 監査人は、重要な監査手続を実施できなかったこと等により、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が内部統制報告書全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に</u>、実施できなかった監査手続等及び財務諸表監査に及ぼす影響について記載しなければならない。</p> <p>(略)</p>

※ その他、「すべて」を「全て」に修正する。